

議案第 68 号

所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



## 所沢市手数料条例の一部を改正する条例

所沢市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表住民票又は戸籍の附票の写しの交付の項の次に次のように加える。

住民票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	200円
---------------------	------

別表住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

住民票又は戸籍の附票の除票の記載事項に関する証明書の交付	200円
------------------------------	------

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再交付の項を削り、同表番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付の項中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。